

—変更前—



—変更後—



朝霞市景観計画

— 景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞 —

平成27(2015)年10月 策定

令和 2(2020)年 3月 変更

朝霞市

朝霞市景観計画

— 景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞 —

平成27(2015)年10月 策定

令和 3(2021)年 〇月 変更

朝霞市



目 次

第1章 景観計画の基本的事項……………	1
1 景観計画の目的・位置づけ	1
2 朝霞市の景観特性	5
第2章 景観づくりの目標と方針……………	15
1 景観計画の区域	15
2 景観づくりの基本理念	17
3 景観づくりの目標と方針	18
第3章 景観づくり施策の展開……………	29
1 届出制度による景観づくり	31
2 公共施設による先導的な景観づくり	46
3 市民に親しまれる朝霞らしい景観の発掘と保全・活用	48
4 地区の特性を活かした協働による景観づくり	50
5 景観づくりに関する意識啓発	51
6 諸制度の活用による景観づくり	53
第4章 景観づくりの推進に向けて……………	54
1 景観づくりの推進体制	54
2 景観計画の拡充・見直し	56
別冊 1. 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」	

※「シンボルロード」は現段階の仮称であり、今後変更する場合があります。

目 次

第1章 景観計画の基本的事項……………	1
1 景観計画の目的・位置づけ	1
2 朝霞市の景観特性	5
第2章 景観づくりの目標と方針……………	15
1 景観計画の区域	15
2 景観づくりの基本理念	17
3 景観づくりの目標と方針	18
第3章 景観づくり施策の展開……………	29
1 届出制度による景観づくり	31
2 公共施設による先導的な景観づくり	46
3 市民に親しまれる朝霞らしい景観の発掘と保全・活用	48
4 地区の特性を活かした協働による景観づくり	50
5 景観づくりに関する意識啓発	51
6 諸制度の活用による景観づくり	53
第4章 景観づくりの推進に向けて……………	54
1 景観づくりの推進体制	54
2 景観計画の拡充・見直し	56
別冊 1. 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」	
2. 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」	

※「シンボルロード」は現段階の仮称であり、今後変更する場合があります。

景観計画区域



景観計画区域



(2)景観づくり重点地区

①景観づくり重点地区の指定方針

地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る場合に、景観計画区域内に「景観づくり重点地区」を定め、景観計画に位置づけるものとします。

景観づくり重点地区は、以下の地区を定めるものとします。

- 本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区
- 本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区

景観づくり重点地区は、地区の現況や課題を踏まえた景観づくりの方針や、地区独自のよりきめ細やかな景観づくり基準を設けることができます。

景観づくり重点地区の指定については、市民や事業者との合意形成を図りながら、今後指定に向けて検討していくものとします。

②景観づくり重点地区の指定一覧

地区名	告示・施行日
シンボルロード周辺エリア	令和2(2020)年3月27日告示 令和2(2020)年4月1日施行

(2)景観づくり重点地区

①景観づくり重点地区の指定方針

地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る場合に、景観計画区域内に「景観づくり重点地区」を定め、景観計画に位置づけるものとします。

景観づくり重点地区は、以下の地区を定めるものとします。

- 本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区
- 本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区

景観づくり重点地区は、地区の現況や課題を踏まえた景観づくりの方針や、地区独自のよりきめ細やかな景観づくり基準を設けることができます。

景観づくり重点地区の指定については、市民や事業者との合意形成を図りながら、今後指定に向けて検討していくものとします。

②景観づくり重点地区の指定一覧

地区名	告示・施行日
シンボルロード周辺エリア	令和2(2020)年3月27日告示 令和2(2020)年4月1日施行
黒目川沿川エリア	令和3(2021)年〇月〇〇日告示 令和3(2021)年〇月〇〇日施行

景観ゾーンの対象範囲

景観ゾーン	対象範囲(用途地域など)
水と緑を活かすゾーン	【黒目川周辺】 ・黒目川の上流域(膝折3丁目・4丁目):工業地域及び第一種住居地域 ・黒目川の中流域～下流域(大字溝沼から大字岡、大字田島まで及び大字根岸):市街化調整区域
	【新河岸川・荒川周辺】 ・主に市街化調整区域(大字上・下内間木、大字宮戸、大字浜崎、大字宮戸、大字田島、大字根岸、大字台、田島など) ・主に第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域(根岸台地区の一部)
	【基地跡地周辺】 ・市街化調整区域 ・基地跡地地区地区計画区域
安全で快適な住まいゾーン	【住宅地域】 ・主に市街化区域の住居系、工業系の用途地域がある区域
商業にぎわいゾーン	【朝霞駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域
	【北朝霞・朝霞台駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域 ・北朝霞地区地区計画区域
	【川越街道沿道】 ・主に準住居地域、近隣商業地域

※景観づくり重点地区については、別冊 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」を参照ください。

景観ゾーンの対象範囲

景観ゾーン	対象範囲(用途地域など)
水と緑を活かすゾーン	【黒目川周辺】 ・黒目川の上流域(膝折3丁目・4丁目):工業地域及び第一種住居地域 ・黒目川の中流域～下流域(大字溝沼から大字岡、大字田島まで及び大字根岸):市街化調整区域
	【新河岸川・荒川周辺】 ・主に市街化調整区域(大字上・下内間木、大字宮戸、大字浜崎、大字宮戸、大字田島、大字根岸、大字台、田島など) ・主に第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域(根岸台地区の一部)
	【基地跡地周辺】 ・市街化調整区域 ・基地跡地地区地区計画区域
安全で快適な住まいゾーン	【住宅地域】 ・主に市街化区域の住居系、工業系の用途地域がある区域
商業にぎわいゾーン	【朝霞駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域
	【北朝霞・朝霞台駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域 ・北朝霞地区地区計画区域
	【川越街道沿道】 ・主に準住居地域、近隣商業地域

※景観づくり重点地区については、
 ・別冊 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」
 ・別冊 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」
 を参照ください。

景観ゾーンの概念

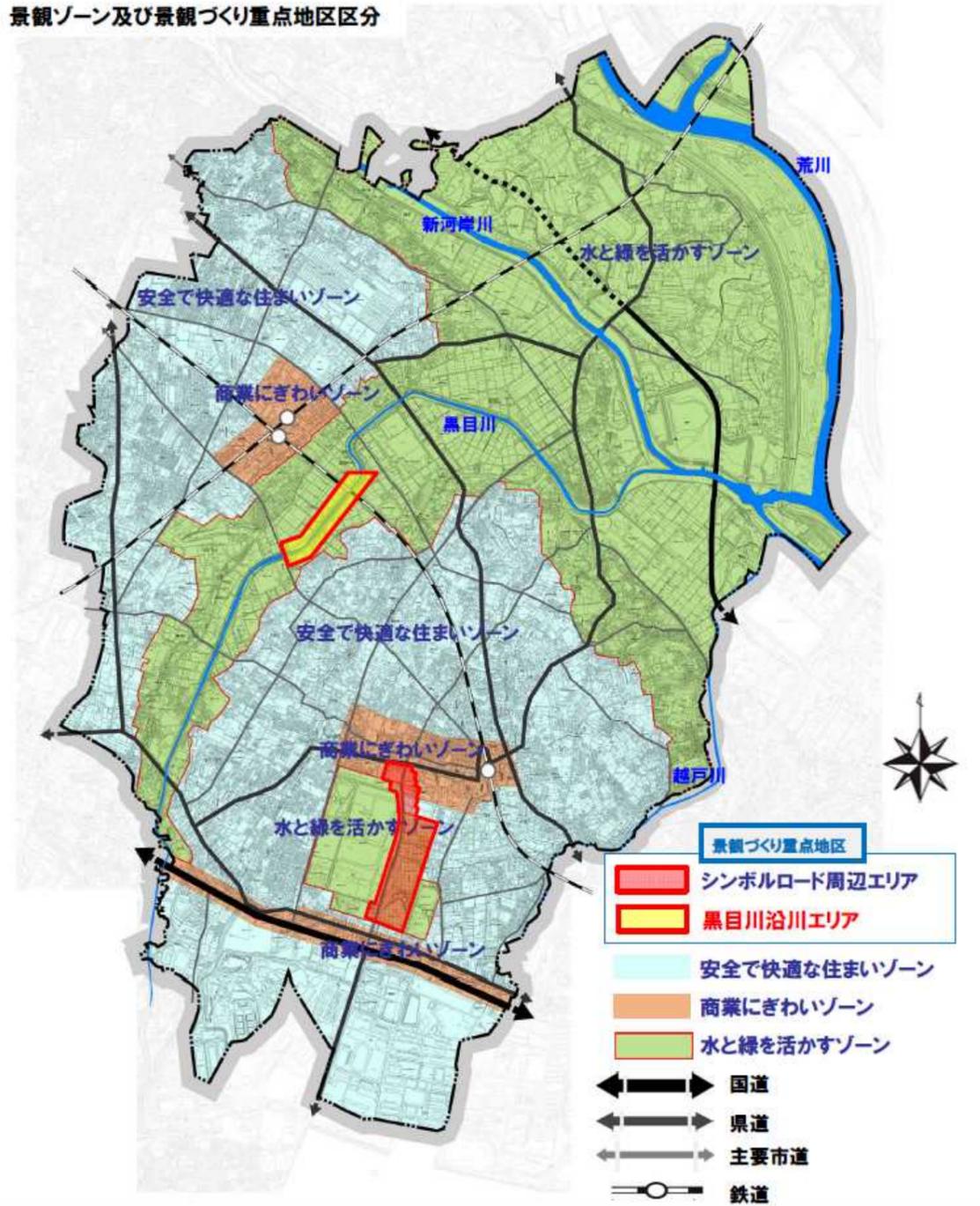
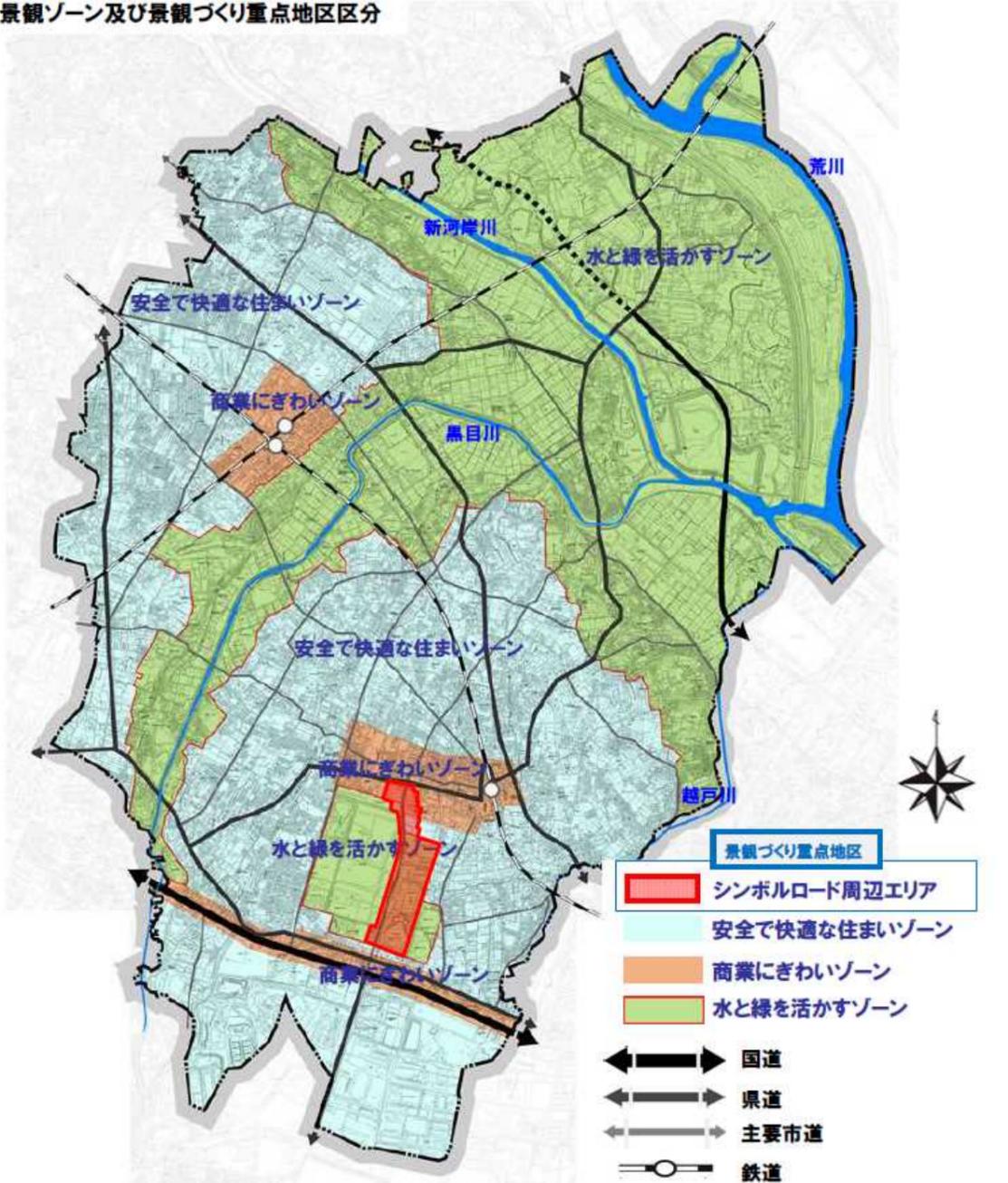


景観ゾーンの概念



景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分

景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分



安全で快適な住まいゾーン 水と緑を活かすゾーン

商業にぎわいゾーン 水と緑を活かすゾーン

朝霞駅周辺 基地跡地周辺

シンボルロード周辺エリア



安全で快適な住まいゾーン 水と緑を活かすゾーン

商業にぎわいゾーン 水と緑を活かすゾーン

朝霞駅周辺 基地跡地周辺

シンボルロード周辺エリア



(3)景観重要公共施設の選定と整備

①景観重要公共施設の選定の考え方

景観重要公共施設は、景観づくりを図るうえで重要な公共施設を景観計画に位置づけ、整備や占有許可の基準によって、景観づくりを進めるものです。

本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観づくりを進めます。

②景観重要公共施設の整備に関する事項

以下の施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めます。なお、景観重要公共施設は、今後、必要に応じて追加していくものとします。

1 黒目川

整備に関する事項

本市を代表する黒目川の水と緑の景観を次代に継承するため、黒目川の自然環境に配慮した整備、桜並木の適正な維持管理、川の眺めを大切にしたい空間づくりに努めます。



2 公園通り(都市計画道路 上ノ原通線)

整備に関する事項

本市を代表する公園通りの緑の景観を次代に継承するため、ケヤキ並木の適正な維持管理、快適に歩くことができる空間づくりに努めます。



(3)景観重要公共施設の選定と整備

①景観重要公共施設の選定の考え方

景観重要公共施設は、景観づくりを図るうえで重要な公共施設を景観計画に位置づけ、整備や占有許可の基準によって、景観づくりを進めるものです。

本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観づくりを進めます。

②景観重要公共施設の整備に関する事項

以下の施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めます。なお、景観重要公共施設は、今後、必要に応じて追加していくものとします。

1 黒目川

整備に関する事項

本市を代表する黒目川の水と緑の景観を次代に継承するため、黒目川の自然環境に配慮した整備、桜並木の適正な維持管理、川の眺めを大切にしたい空間づくりに努めます。



2 公園通り(都市計画道路 上ノ原通線)及びシンボルロード

整備に関する事項

本市を代表する、ケヤキ並木やツツジ等と周辺の公共施設等が一体となって形成する緑の景観を次代に継承するため、適正な維持管理、快適に歩くことができる空間づくりに努めます。



3 浜崎黒目橋

整備に関する事項

浜崎黒目橋は黒目川に架かる人道橋であり、黒目川沿川の良好な景観形成に重要な公共施設として、地域の景観と一体となった整備や適正な維持管理に努めます。

